

告 示

埼玉県告示第千二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により都市計画に関する公聴会を開催するので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第三条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部市街地整備課

電話 ○四八―八三〇―五三八六

ロ 当該都市計画区域に係る市町村の都市計画主管課

一	番号							
川口	都市計画 区域名							
川口市	市町村名							
「都市再開発 の方針」	都市計画の 種類及び名称							
平成二十九年 十二月二十二 日午後二時か ら	公聴会	期日及び時間						
川口市役 所鳩ヶ谷 庁舎二階 大会議室	場所							
平成二十九 年十一月二 十一日から 十二月五日 まで	公述申出書	提出期間						
埼玉県都市 整備部市街 地整備課、川 口市都市整 備部都市整 備管理課	提出先							
平成二十九 年十一月二十 一日から十二 月五日まで	都市計画の構想	閲覧期間						
埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県さいた ま県土整備 事務所、川口 市都市整備 部都市整備 管理課	閲覧場所							

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された〇〇都市計画の〇〇の構想
に対して、公聴会において次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙とおり

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。